**農地中間管理事業で農地を貸し出す皆様へ**

１．農地中間管理機構（千葉県園芸協会）が中間管理権を取得したら、市町村から「農用地利用集積計画」の写しが送られてきます。

２．農地の賃料は、千葉県園芸協会が、毎年１２月末日までにお支払いいたします。

なお、初回のお支払いは、令和　　　　年です。

※今年度に初回支払を希望される場合、原則６月農業委員会総会までの案件が対象となります。

物納の場合は耕作者と直接の受け渡しになります。受け渡し時期及び方法については耕作者との話し合となります。

３．機構集積協力金に該当する場合には、賃料とは別の時期に、市町村から支払われます。

４．受け手に地域の共同作業等への参加を希望される場合には、予めその旨をお申し出ください。

５．土地改良区組合員資格の交替手続について

　　貸し付け後も所有者が組合員となる場合は、土地改良法第３条第１項第２号の規定により、農業委員会の承認を得る必要があります。

　　なお、所有者から耕作者へ資格交替する場合については、土地改良区への組合員資格得喪通知は園芸協会が行います。

公益社団法人　千葉県園芸協会

住所　〒260-8667

　　　 千葉県千葉市中央区市場町１番１号

　　　　　　　　　　　　 県庁南庁舎９階

電話番号　043-223-3011

FAX 043-224-1444

　　　　　年　　月　　日

　上記のとおり説明を受けました。　　氏名